

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40%未満	30~35%未満	25~30%未満	20~25%未満	20%未満
人口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	神奈川県横須賀市	区分	単独・直営+委託(社協)
キーワード	市民後見人育成 連携ネットワーク構築		

16年続く情報交換会から生まれた市民後見人との協働

I. 概要

1. 自治体概要

人口	402,260人
面積	100.82km ²
高齢化率	31.37%
地域包括支援センター	12か所
日常生活自立支援事業利用者数	52人
障害者相談支援事業所	4か所
療育手帳所持者数	3,215人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	4,173人

(2018年度末時点・利用者数は2018年度実績)



地理院地図

2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数(合計)	後見	保佐	補助	任意後見
109人	89人	11件	7件	2件

(2018年12月末時点)

②市長申立て件数

年度	2016年	2017年	2018年	2019年(8月末時点)
件数	11件	14件	22件	13件
内訳	高齢者	9件	11件	17件
	障害者	2件	3件	5件

③市民後見人養成状況等

養成者数(累計)	後見受任者数	法人後見支援員(実働数)	日常生活自立支援事業生活支援員(実働数)
40人	34人	0人	0人

(2019年3月末時点)

3. 事例のポイント

▶16年続く情報交換会

専門職や関係機関の手弁当による「成年後見制度情報交換会」が16年前に発足。年5回、これまで計80回開催し、関係機関による地域連携ネットワークを構築、情報交換・連携を図ってきた。市民後見事業の必要性の検討もこの会議が始まり。

▶市民と専門職の複数受任

市民後見は、弁護士や司法書士等の専門職との複数受任からスタートし、その後専門職の関与が必要なくなった場合は途中辞任し市民後見人が単独受任。

▶2020年中核機関立ち上げ予定

2020年4月に仮称「よこすか成年後見センター」を立ち上げの予定。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	広報・相談 窓口周知
調整	他制度との連携 相談受付の工夫
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	親族申立の 相談・支援
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
任意後見制度	モニタリング・ バックアップ
取り扱い	意思決定支援 個人情報
連携	協議体、合議体 の設置
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止(効果)	専門職団体との 連携

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要			
2003年	成年後見制度が開始され、関係機関の中で情報交換や連携が必要となったため「成年後見制度情報交換会」を立上げ。 Point 1			
2007～2008年	横須賀市が市民後見人養成事業を直接実施（2年間）。			
2009年～	横須賀市社会福祉協議会「あんしんセンター」に一部委託。 Point 2 (市民後見人養成事業を委託)。 平成21年5月に第一期生が受任（追加受任）。 Point 3			
2015年～	市長申立件数推移			
	2015年 16件	2016年 11件	2017年 14件	2018年 22件
2019年2月	横須賀市地域福祉計画に市町村計画を位置付けた。 https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3010/keikaku.html			
2020年4月	仮称【よこすか成年後見センター】立上げ予定。			



POINT

Point 1

要綱などはなく、専門職団体に所属する専門職（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会）、家庭裁判所、一時相談窓口の包括、役所内の相談対応（高齢福祉課、障害福祉課、保健福祉課）、社協などが手弁当で参加。現状も報酬はありません。

Point 2

横須賀市の市民後見人養成事業は全国初めてでした。最初は市の方で市民後見人養成の枠組みなど、ある程度事務的な部分を整えたうえで、社会福祉協議会にバトンタッチしました。

Point 3

市民後見人養成の修了者1期生は、すでに専門職（弁護士・司法書士）がついている既存の事例に、追加受任して受けています。

全国に先駆けて、市民後見人養成に着手したのはなぜですか？

10年以上前の成年後見制度情報交換会において「今後少子高齢化が進展する中、専門職だけでは後見人が不足するだろう」と話し合ったことが、養成のきっかけになりました。今は、市民が市民を支えることの意味を重視して取組を進めています。



Ⅲ. 横須賀市における体制の特徴について

1. 中核機関の体制

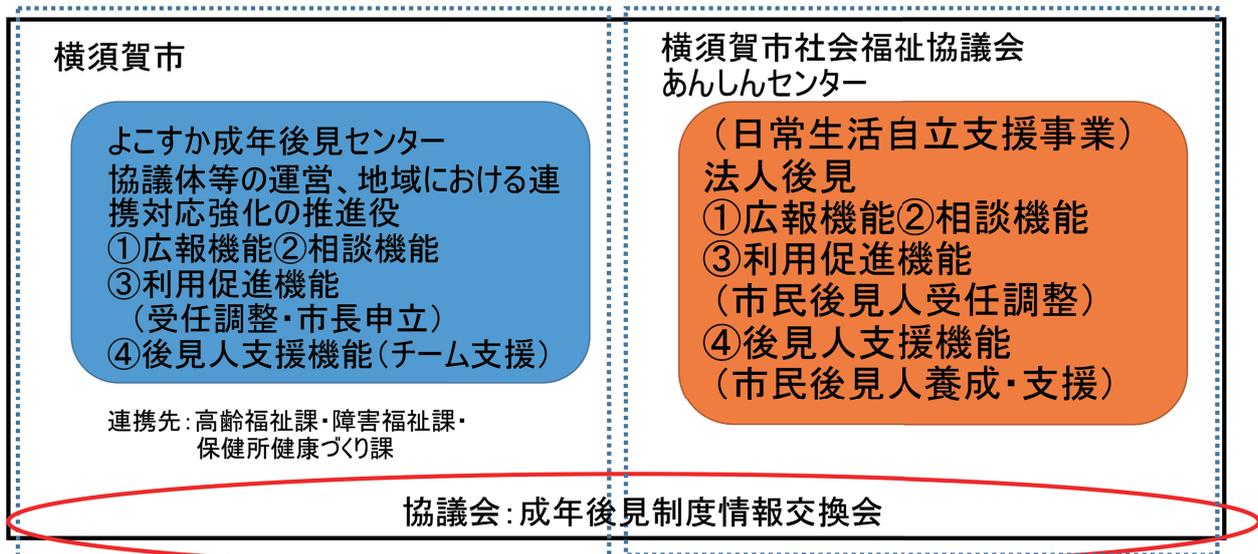
直営プラス一部委託 で中核機関の整備を予定しています。社協には、現在の市民後見の事業（養成・活動支援）を委託予定です。直営の部分については、「地域共生社会に向けた包括的支援体制の整備」とに向けて、来年度庁内部局を再編して立ち上げる「地域福祉課」の中に、中核機関の位置づけを予定しています。

市も社協も、「現況で社協が4つの機能全てを担うのは難しい」という共通認識をもっています。

また、申立にあたっては戸籍調査等の 素早い情報収集 をしなければならないこともあるため、行政が相談機能を担う ことが適切という判断となりました。機能分散をして中核機関を整備している他の行政の取組状況も参考にして、体制整備を検討しました。

今までの実績があり、家庭裁判所のオブザーバー参加のある 成年後見制度情報交換会を、協議会として位置づける ことを予定しています。

(仮称)よこすか成年後見センターを中心とした中核機関



※横須賀市の中核機関（案）より

2. 市民後見の特徴

原則として 専門職との複数後見 を念頭においでいますが、選任のバラエティがあります。他の自治体では法人後見をしている社協の支援員から始まって、そこから市民後見人になっていくパターンが多くみられますが、横須賀の場合は弁護士や司法書士とタッグを組んで、そこで教を請いながら力をつけて、独立していくというスタイルをとっています。そのため、事案に合わせてバリエーションを持てるというのがメリットといえます。

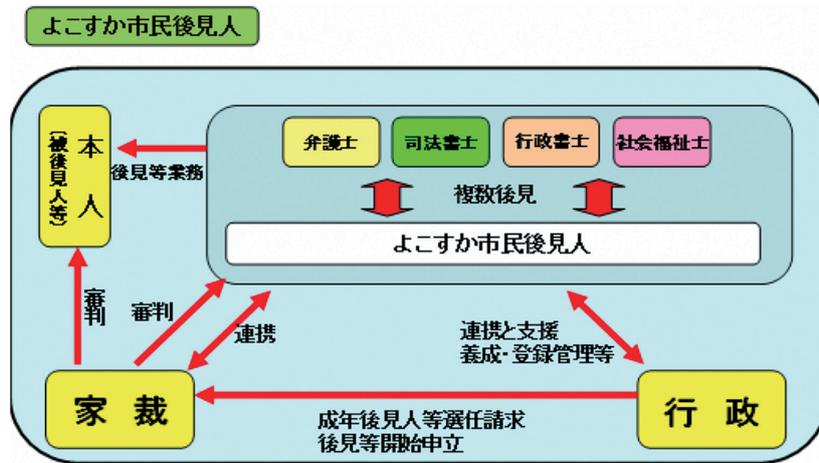
また、最初から複数で選任されるため、専門職と市民と一緒に走る時期 があります。このことにより、難しいところは専門職にやってもらうけ

れども、制度の利用当初から市民後見人が本人と関わり、本人がエンパワメントされて元気になるところが見える ことも特徴と言えます。

市の方でも後見人をお願いする道筋がある程度つけたところで事案をわたしています。「こういう場合は〇〇」という交通整理、事前の調整 をかなり行っています。市民に後見人になってもらうためにはそのような整理が必要となります。

このように 行政が丁寧に仕組みを作り、支援を担ってきているからこそ、直営＋一部委託、4機能の分散が可能となっています。このことにより様々なノウハウが行政の中に蓄積されています。

横須賀市の市民後見の枠組み



担当者より

本当に困っておられる方を「たらいまわし」にしない仕組みづくりが必要だと思っていました。この取組によって、困っておられる方を支援し、制度につなげることができるようになる仕組みを作ることができました。小さく生んで大きく育てていきたいと考えています。



■参考URL 連絡先

神奈川県横須賀市 福祉部 地域福祉課
046-822-9613
soudan-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp